

第5回情報法制シンポジウム Day3

開催報告

「個別報告②:

データ駆動型捜査時代の規律方法～令状主義との決別？」

「個別報告③:

ディープフェイクに関する各国の法規制の動向」

一般財団法人情報法制研究所 事務局

開催報告

情報法制研究所(JILIS)は、2021年7月11日(日)から22日(木)にかけて、第5回情報法制シンポジウムを開催した。新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、本シンポジウムは昨年に引き続きオンラインでの開催となった。

ここでは、上記期間中に実施された計3回のうち、Day3(7月22日(木)開催)の様子を振り返ることとした。

なお、文中意見にかかる部分は、筆者の意見であることをあらかじめ申し添える。

司会の鈴木 正朝氏(JILIS 理事長・新潟大学 教授)による挨拶で開会すると、指宿 信氏(JILIS 参与・成城大学 教授)が「データ駆動型捜査時代の規律方法～令状主義との決別？」と題して報告を行った。

他分野同様、犯罪捜査の文脈でも電子化・オンライン化が進んでいる昨今を捉え、その問題点や海外動向について、指宿氏はレイヤーごとに以下のとおり検討・説明した。

レイヤー1(民間協力):代表的なものとして捜査関係事項照会があるが、事前・事後規制のいずれも存在せず、保秘要請もある。JILISでは、企業の照会対応実務に資するよう、2020年に捜査関係事項照会対応ガイドラインを公表している。このほか、事前・事後規制を導入しているイギリスの

監視検査官制度が海外事例として紹介された。

レイヤー2(任意処分):明文規定がなく、判例は3要件(必要性・緊急性・相当性)にあてはめて適法判断を続けており、事前規制の必要性すら認めていない。海外の状況として、特定の携帯電話の位置情報取得等を行える偽装携帯基地局の利用に対するアメリカ連邦規制の動向が紹介された。

また、レイヤー2の限界事例として長期監視撮影や顔認証技術・AIの活用が取り上げられた。長期監視撮影についてはアメリカにおいて立法による事前規制が導入されていることや、顔認識技術の活用については2021年に入りアメリカ・イギリス・カナダ・EUにおいて規制動向が次々に明示されていること等が説明された。

レイヤー3(強制処分):GPSによる位置情報取得は当初任意調査として行われていたものの、2017年の最高裁大法廷判決により強制処分とされた経緯が紹介され、令状主義による事前規制の限界も明らかになりつつあると指摘された。

以上3つのレイヤーを概観したうえで、レイヤー1とレイヤー2のうちターゲット特定型監視・情報収集については事前規制(令状等)方式、網羅的情報収集については事後規制(監査・査察等)方式の導入が必要であるとした。

また、レイヤー3については事後規制方式が求められると述べた。日本では、事後規制が導入されている捜査手法は通信傍受のみであり、告知・周知によりターゲットが状況を知り得、不服申立

てができる状況にないのが実態であると指摘した。

おわりに、2018年 GDPR の十分性認定時において、警察が収集した個人情報と個人情報保護法の対象外であることについて EU 側から懸念が表されたことについても触れ、この懸念に対する「裁判所の事前審査がある」「公安委員会が監督している」といった日本の回答には十分な根拠がないとした。さらに、先述の GPS 捜査に関する最高裁判決にもかかわらず事前・事後規制の双方で法整備を懈怠する立法府・行政府には立法不作為の過失責任があると指摘し、報告を締めくくった。

続く質疑応答では、海外事例における本人への告知のタイミングについて質問があった。指宿氏は、偽装携帯基地局の利用に対するアメリカの規制では、告知するタイミングを具体的に定めようとして、法執行機関に告知の延期を認めるなどしており、絶対的なものではないと説明した。

鈴木氏と次の報告者である湯浅 壘道氏（JILIS 参与・明治大学 教授）を交え、指宿氏が課題提起した GDPR の十分性認定にかかる問題についてもディスカッションが行われた。鈴木氏が、十分性認定の維持に向けたガバメントアクセスにかかる課題への対応の必要性に言及すると、湯浅氏は、データの復号を含む政府への技術協力を義務付けるオーストラリアの規制など、周辺状況の急速な変化を注視する必要があると付け加えた。



次に、湯浅氏が「ディープフェイクに関する各国の法規制の動向」と題して報告を行った。今日、SNS は民意形成に大きく影響を与えており、そのなかで問題が顕在化しているディープフェイクに関する各国規制を概観した。

まず、湯浅氏はフェイクの分類を紹介し、政治的意図が深いものが選挙介入・世論誘導であるとしたうえで、技術の高度化についてはディープラーニングにとどまらず、アドネットワークの高度化がむしろ大きく影響しているとした。

選挙介入・世論誘導を目的としたディープフェイクを排除しているのは現時点で主に EU とアメリカ

であるが、EU はディープフェイクに特化したものではなく、また、共同規制的なものであると紹介した。一方で、アメリカの連邦法・州法はディープフェイクの作成と流布にフォーカスしているとし、その背景には、表現の自由と抵触する可能性や、自国の経済成長を牽引するプラットフォーム企業を規制したくないという本音があるのではないかと指摘した。

アメリカにおける規制については、2017年に選挙管理システムが重要インフラとして指定され、直接サイバー攻撃を受けた場合、州政府の要請を受けて国土安全保障省が支援を実施することとされていると説明した。ただし、選挙運動自体や政府・州政府等が設立したものではない選挙関係団体は重要インフラではないため、偽情報を流布することについては当該仕組みの対象外となると指摘した。

州レベルでは、カリフォルニア州・テキサス州においてディープフェイク規制法案を可決しており、選挙候補者に関するディープフェイクの発信が禁止されていると説明した。

さらに、連邦議会の動きとして、国防授權法（2021年）と敵対的生成ネットワークの出力の識別に関する法律（IOGAN 法）（2020年）を紹介した。国防授權法は、サイバー搾取を行う外国政府等がもたらす脅威はまさに情報戦だと評価し、国防長官に対しディープフェイクの分析・評価を義務付けている。IOGAN 法は、全米科学財団（NSF）および米国立標準技術研究所（NIST）に対し、敵対的生成ネットワークの機能と出力を検出するための研究を命じるなどしており、ディープフェイクへの対策を講じるための技術開発の推進を目指していると述べた。

検知に関しては、2018年9月大統領令 13848において、国内選挙後に外国による選挙干渉がなかったかを調査することが義務付けられているほか、ディープフェイクの検出・性格付けを行う技術（Semantic Forensics (SemaFor)）の開発が現在強力に推進されているとした。

おわりに、日本ではインターネット上の選挙運動への規制が非常に緩いとしたうえで、フェイクと民意について考えると、「そもそもディープフェイクを規制すべきなのか」「民主主義とは何か」という根本的な問いにぶつかるとした。アメリカにおいては、ディープフェイクの発信地が論点となっており、海外発のものであれば規制して構わないとする議論がある一方、日本では外国人の選挙権については憲法的な議論があるものの、外国人が選挙運動を行ってよいかについては活発に議論されてこなかった経緯があるとし、日本の選挙法制

全体にかかる問題だと指摘して報告をまとめた。

質疑応答では、アメリカでディープフェイクが特に問題視されている背景や、ディープフェイクとして問題とされる閾値について質問があった。

これに対し、湯浅氏は、動画が持つインパクトの大きさを指摘し、政治家が容認できる一線を越えたのではないかと語った。また、閾値に関しては、パロディが罰せられる危険性は指摘されており、今後法律に基づき実際に摘発する際、政治家や法曹界だけでその基準を決めてよいかという問題が生じるのではないかと答えた。

アドネットワークを使った世論誘導に対し既存メディアは何ができるかという質問に対しては、既存メディア自身もアドネットワークを使って収益を上げており、改善がなかなか難しいことに言及しつつ、法に基づく規制に加え、データの解析やフォレンジックを自身で行える能力を身につけることが考えられるのではないかと示唆した。

また、ディープフェイクを用いた偽情報を information warfare として位置付けるアメリカの議論は世界的に見ても突出している印象が否定できないため、日本はタリンマニュアルなど国際的ルールをベースにしながら対処していくことが現実的ではないかと締めくくった。

司会の鈴木氏は、今年も多くの方にご聴講いただいたことに謝意を表したうえで、中立的な立場から、引き続きチャレンジングなテーマも含めて研究活動を続けてまいりたいとして、閉会の挨拶とした。

末尾となるが、開催に向けてご尽力いただいたすべての関係者に謝意を表し、本シンポジウムの開催レポートとしたい。

第4回情報法制シンポジウム Day3

「個別報告②：データ駆動型捜査時代の規律方法～令状主義との決別？」

「個別報告③：ディープフェイクに関する各国の法規制の動向」

日時：2021年7月22日（木）13:00～15:00

会場：オンライン開催

共催：情報法制学会（ALIS）

プログラム

司会：鈴木 正朝（JILIS 理事長・新潟大学 教授）

13:00～13:05	開会挨拶 鈴木 正朝
13:05～14:05	個別報告②「データ駆動型捜査時代の規律方法～令状主義との決別？」 指宿 信（JILIS 参与・成城大学 教授）
14:05～14:55	個別報告③「ディープフェイクに関する各国の法規制の動向」 湯浅 壱道（JILIS 参与・明治大学 教授）
14:55～15:00	まとめ・閉会宣言 鈴木 正朝